

木津川市待機児童の解消対策等ガイドライン

1. ガイドラインの性格

このガイドラインは、本市が保育所等における待機児童の解消をおこなっていく上での基本となるルール、基準であり、より良い保育サービスの実施を進めるための基本的な指針となるものです。

2. ガイドラインの目的

待機児童の解消に当たっては、このガイドラインを基本としておこない、市民の皆様へ示すことで、待機児童の問題が、本市の子育て支援施策を進めて行く上で、緊急に解決しなければならない課題であることを理解して頂き、できる限り早期に待機児童の解消を図り、安定的・継続的な保育所等の運営を目指すことを目的としています。

3. 現状と課題

本市の待機児童解消のための取り組みは、平成17年に梅美台保育園を開所したことになります。

その後も、待機児童の解消策として、民間保育所の開所や増築等をおこない、合併当初1,580人（平成19年3月12日現在）だった保育定員を992人増員して、2,572人（平成29年4月1日現在）としました。

このことにより一時的に待機児童の問題は緩和するものの、平成27年4月から新たにスタートしました「子ども・子育て支援新制度」では、保育の必要性の基準が見直されたことから、園児数の増加が見込まれます。

また、平成24年に土地使用収益が開始された木津中央地区（城山台）でも、今後十数年にわたる継続的な人口増加が予測されます。

保育所の開所状況 [合併(H19, 3, 12)以降]

とき	保育所	ところ	定員	
H20年4月	州見台さくら保育園	民設民営	州見台	120名
H22年4月	なごみ保育園	民設民営	梅美台	150名
H23年4月	やましろ保育園分園	公設公営	山城地区	27名
H24年4月	梅美台保育園分園	公設民営	州見台	29名
H26年4月	愛光みのり保育園	民設民営	城山台	180名
H27年4月	木津さくらの森保育園	民設民営	相楽台	120名
H29年4月	木津保育園分園	公設公営	州見台	21名
H29年4月	幼保連携型認定こども園 藍咲学園（保育所部分）	民設民営	木津川台	204名
合計		—	822名	

H29年3月
閉園

開所後の保育定員の増減 [合併以降]

とき	保育所	増減見直理由	増減数
H22年4月	梅美台保育園	改築 (職員休憩室)	—
H22年4月	州見台さくら保育園	増改築 (ランチルーム)	30名
H23年4月	なごみ保育園	増築 (保育ルーム)	120名
H24年4月	梅美台保育園	定員増	20名
H25年4月	やましろ保育園分園	定員減	△3名
合計		—	167名

市全体での保育定員の推移 [合併以降]

年度	定員	増減	内訳	
H19	1,580名	—	—	—
H20	1,700名	120名	州見台さくら保育園(開所)	120名
H21	1,700名	—	—	—
H22	1,880名	180名	なごみ保育園(開所)	150名
			州見台さくら保育園(増改築)	30名
H23	2,030名	150名	やましろ保育園分園(開所)	30名
			なごみ保育園(増築)	120名
H24	2,079名	49名	梅美台保育園分園(開所)	29名
			梅美台保育園(定員増)	20名
H25	2,076名	△3名	やましろ保育園分園(定員減)	△3名
H26	2,256名	180名	愛光みのり保育園(開所)	180名
H27	2,376名	120名	木津さくらの森保育園(開所)	120名
H28	2,347名	△29名	梅美台保育園分園(閉園)	△29名
H29	2,368名	21名	木津保育園分園(開所)	21名
H29	2,572名	204名	幼保連携型認定こども園 藍咲学園	204名
合計		—	—	992名

(1) 保育需要の特徴

本市の保育需要は増加しており、特に木津南地区（梅美台・州見台）、木津中央地区（城山台）では顕著な増加が見られます。

保育需要のおもな増加要因は次のとおり分析されます。

※次世代育成支援に関するニーズ調査結果（H21, 2, 12～3, 31）による。

- ①都市化に伴い人口が急増していること。
- ②共働き世帯が増加していること。
- ③保護者の就労形態が多様化していること。
- ④女性の就業率が増加していること。
- ⑤ひとり親家庭が増加していること。
- ⑥核家族世帯の増加や地域の連帯感が希薄化していること。

⑦子育てに不安や孤立感を感じている人が増加していること。

（2）保育所の状況

本市で初めて開所した保育所は民設民営方式の保育所で、すでに90年もの保育実績があります。

現在ではほぼ半数が民間運営の保育所であり、充実した早朝・延長保育をはじめ、多彩な保育メニューの提供や独創的な保育所運営がおこなわれています。

また一方では、30年を経過する施設もあり全体的に老朽化の傾向にあります。

保育施設一覧（建設年順）

No	保育所	運営方式	建設年月	補足
1	清水保育園	公設公営	S50, 07	
2	相楽保育園	公設公営	S51, 03	
3	幼保連携型認定こども園 愛光こども園 愛光保育園	民設民営	S51, 10	H29. 04 幼保連携型認定こども園に移行
4	やましろ保育園	公設公営	S54, 03	
5	南加茂台保育園	公設公営	S58, 03	
6	相楽台保育園	公設公営	S61, 03	
7	木津川台保育園	公設公営	H03, 03	
8	兜台保育園	公設民営	H06, 02	
9	木津保育園	公設公営	H07, 05	
10	幼保連携型認定こども園 梅美台こども園 梅美台保育園	民設民営 公設民営	H17, 06	H29. 04 完全民営化 幼保連携型認定こども園に移行
11	いづみ保育園	公設公営	H18, 09	
12	幼保連携型認定こども園 州見台さくら 州見台さくら保育園	民設民営	H20, 02	H29. 04 幼保連携型認定こども園に移行
13	認定こども園 なごみこども園 なごみ保育園	民設民営	H29. 04 H22, 03	H29. 04 幼保連携型認定こども園に移行
14	やましろ保育園分園	公設公営	H23, 03	山城保健センター内
15	梅美台保育園分園	公設民営	H24, 03	H29. 03 閉園
15	幼保連携型認定こども園			
16	愛光みのりこども園			
16	愛光みのり保育園			
16	幼保連携型認定こども園			
17	木津さくらの森			
17	木津さくらの森保育園			
17	木津保育園分園	民設民営	H27, 03	H29. 04 幼保連携型認定こども園に移行
17	木津保育園分園	公設公営	H29. 03	ガーデンモール木津川内
18	幼保連携型認定こども園 藍咲学園	民設民営	H29. 04	

4. 将来構想

(1) 当面の取り組み

本市の保育所等の運営は、都市化等に伴い増加する保育需要・多様化する保育ニーズに適切かつ柔軟に対応することが求められています。

したがって、市の責任を果たしつつ、民設民営方式の保育所等の誘致、保育所の民設民営方式への移行、空きスペースの活用等の取り組みを推進することが必要となっています。

保育所等の民設民営方式での運営は、保育需要や保育ニーズの変化に柔軟に対応でき、創意工夫・独創的な運営についても期待できることから保育サービスを充実できる有効な手段であり、また国庫補助金等の支給対象となる同方式で保育所等を運営することは、本市の財政状況を考えると望ましいことです。

(2) 今後の保育所等のあり方

幼稚園、保育所、認定こども園等との併存を基本とし、国の動きに注視し柔軟に対応します。

なお、今後、新しく保育所等を開所する時には、次の子育て支援サービスの実施について検討を行います。

- ①放課後児童クラブ
- ②子育て支援センター
- ③病後児保育
- ④休日保育
- ⑤夜間保育
- ⑥一時預かり
- ⑦その他保護者ニーズに対応した子育て支援サービス

5. 保育所等の運営方式

新しく開所する保育所等の運営方式を民設民営方式とし、公設公営・公設民営方式で運営している保育所についても、可能な園から順次、民設民営方式への移行を進めます。

しかしながら、すべての保育所を民設民営方式にすることはせず、公営・民間運営の保育所それぞれに長所・短所があることを認識して、すべての保育所がお互いに刺激し合い、補完し合うことで、市全体としての保育サービスアップを図ります。

また、それぞれの保育所等で特徴のある運営がおこなわれ、保護者がそれぞれのニーズにあった保育所等を選べるように選択肢の拡充を図ります。

6. 民設民営方式の効果

本市では、保育ニーズが益々多様化しているため、さらなる保育サービスの充実が求められています。

しかしながら、財政状況は厳しいものが予測され、限られた予算の中で、より効率的・効果的な保育所等の運営が求められるため、園児数が著しく減少した場合や老朽化した園舎の建て替え時期等に合わせて、保育所等の統廃合や民設民営方式での運営を推進していく必要があります。

これにより軽減される財源や人材等を有効に活用し、子育て支援施策のより一層の推進を図ります。

(1) 予測人口

本市の人口は、全国でも有数の人口増加率となっています。

この様な傾向からみて、地域的にばらつきがあるものの本市の保育需要は、将来的にも増加傾向で推移すると予測されます。

また、平成22年6月に住民基本台帳ベースで、人口が7万人に到達したことから、現時点では総合計画の予測人口よりも早いペースで人口増加が推移していることがわかります。

□第1次総合計画による予測人口

将来人口目標	10万人
平成30年の人口目標	8万人

予測人口と将来人口

(単位：人)

区分	H2	H17	H22	H27	H30	H32
人口	49,532	63,649	68,800	73,500	75,900	77,500
世帯	13,575	21,426	24,600	28,100	30,100	31,500

7. 保育サービスの充実

公設公営方式と民設民営方式の保育所等が、それぞれの特性を十分に発揮して、協動・協調して保育を行うことの最大の効果は、保育サービス全体の向上を図ることです。

民設民営方式での保育所等の運営は、市の限りある財源や人材を効率的かつ効果的に活用でき、子どもが健やかに育成する保育環境の充実のみならず、本市が健全な行財政を維持する上でも有効な手段となります。

本市における民設民営方式の具体的なメリットは次のとおりです。

- ①相乗効果による保育全体のレベルアップと多様で良質な保育サービスを提供できる保育環境の充実
- ②保育需要・保育ニーズの変化に柔軟に対応でき利用しやすく充実した保育の提供
- ③多彩な保育メニューや特色ある保育サービスを提供する保育所等が存在することによる保護者の選択肢の拡大
- ④民間活力の活用による公共施設の適正配置の推進及び運営費の軽減

⑤行政組織のスリム化・効率的な執行体制の構築

(1) 保育所利用者アンケートの結果

対象 全保護者
期間 平成22年11月4日～12日
配布枚数 1,943枚
回収枚数 1,151枚（回収率59パーセント）

【問9】「公設公営・民間運営の保育所のメリット・デメリット」の結果から、保護者が考える運営方式別のメリット・デメリット（要約・抜粋）は次のとおりです。

公設公営の保育所	[メリット] <ul style="list-style-type: none">育児経験のあるベテラン保育士が多いことによる安心感地域との長年のつながりによる親しみ感ゆとりがある保育による家庭的でアットホームな雰囲気安定した保育所運営と保育士の離職率の低さ諸経費の負担が少ない
	[デメリット] <ul style="list-style-type: none">行事等がマンネリ化していて、独創的な運営に欠ける保育ニーズ等に対する柔軟性に欠ける保育メニューが少ない早朝・延長保育の時間が短い園舎・設備・遊具の老朽化、狭小な駐車スペース
民間運営の保育所	[メリット] <ul style="list-style-type: none">児童クラブの併設等、多様な保育サービスと多彩な行事、保育メニューの充実（英語、ピアノ、計算、体操等）保護者のニーズや意見に対する柔軟な対応早朝保育、延長保育の充実理念に基づく特色のある園の運営同世代の保育士が多く、相談しやすい環境
	[デメリット] <ul style="list-style-type: none">利潤の追求に走ることがないか心配経営者、園長のワンマン運営になる恐れ経営が安定しているか不安保育士の入れ替わりが激しく、ベテラン保育士が少ない保育料以外の諸経費の負担

（2）運営コスト

保育所は、保護者が就労等のために子どもの保育ができない場合に、家庭に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。

児童福祉法により、保育の実施主体は市町村と定められており、保育所の入所受付は市町村がおこない、保育も市町村の責任で実施します。

したがいまして、運営が市町村であっても、民間法人であっても、保育の実施主体は市町村であり、また保育料や開所日といった基本的枠組みは、公設公営も民間運営も同じです。

しかしながら、公設公営・公設民営方式の保育所と民設民営方式の保育所の建設、運営等に係る経費には大きな開きあり、このことは全国的な傾向となっています。

国庫補助金等の交付対象とならない公設公営・公設民営方式の保育所と交付対象となる民設民営方式の保育所による運営コストの比較をおこなった結果、本市の場合、1年間に園児1人当たりに必要となる運営費（平成21年度決算ベース）については、公設公営が384,000円／人・公設民営方式が263,000円／人に対して、民設民営方式が176,000円／人となっています。

保育所の運営コストの違いは、保育サービス等の違いよりも国庫補助金等の交付対象となるか否かが大きな要因となっています。

国は、平成16年度から民設民営方式以外の保育所の新築、運営、増築、大規模修繕等に対する国庫補助金等を順次廃止し、保育所を完全民営化する方向に誘導しています。

このことから、保育所運営を行財政改革の視点でとらえるとき、民設民営方式の保育所等への方向転換が必要であると言えます。

1年間に園児ひとりに必要となる運営費

運営方式	経費	国庫補助金等の有無
公設公営	384,000円／人／年	2.18倍
公設民営	263,000円／人／年	1.49倍
民設民営	176,000円／人／年	—

※H21年度決算ベース

8. 新しく検討する保育所等の候補地

保育ニーズの多様化や保育需要の増加に柔軟に対応し、利用しやすく充実した保育サービスを提供するため、また待機児童の解消に向けた保育基盤の強化を図るため、本市の公有財産を有効に活用し、民設民営方式の保育所等の積極的な建設の検討を進めます。

9. 既存保育所の統廃合・民設民営方式への移行

統廃合による機能集約、機能強化を念頭に置き、園舎の老朽化や耐震化の状況、地方債等の償還期間、土地の無償貸付期間や利用状況、利便性等の地域性を総合的に勘案し、民間に委ねることにより、多様な保育サービスを安定的・継続的に提供することができる保育所を民間移行の対象とします。

10. 廃止した保育所跡地の利活用

廃止した保育所の跡地は、市民共有の財産であるとともに、貴重なまとまった土地であることから、地域コミュニティーの活性化の場や本市のまちづくりにおいて用地を必要とする課題等を実現するための貴重な資源となります。

したがって、総合計画や各種行政計画及び公共施設の整備状況等を勘案しながら、望ましい利活用についての検討を行います。

11. 空き施設の利活用

公共施設に生じた空スペースについては施設の部分的な用途転換を図るなどして新たな需要に対応します。

12. 移管方法

民間が持つ保育ニーズに対する柔軟性や独自性を活用するとともに、法人等の自主的な判断により、維持管理面で即応性を発揮し、保育サービスに取り組むことができるよう保育所の設置主体、運営主体とも民間への移管を図ります。

また、本件の財産の移管は、単なる移管にとどまるものではなく、延長保育や一時預かりの充実や休日保育の実施、放課後児童クラブの併設等といった様々な保育ニーズがあるものの、現状では実現できていないため、こうした保育ニーズに柔軟に対応することを目的として保育所等の民営化を進める市の方針に基づくものです。

この様な施策を着実に実現するためには、優良な社会福祉法人の応募を促すことが重要であることから、公有財産の移管方法については社会福祉法人の負担を軽減する手法について検討する必要があります。

全国の先進地事例では、このための手法として無償貸付、無償譲渡の手法が多く実施されています。

（1）公有財産（土地、建物）の移管

新たに民設民営方式の保育所等を開所する場合

区分		法人負担を軽減する手法として検討する方向
土地	普通財産	有償貸付
	行政財産	行政財産としての用途を廃止し、普通財産とする。

民設民営方式へ移行する場合

区分		法人負担を軽減する手法として検討する方向
土地	普通財産	無償貸付
	行政財産	行政財産としての用途を廃止し、普通財産とする。
建物	普通財産	無償譲渡
	行政財産	行政財産としての用途を廃止し、普通財産とする。

※無償譲渡については、議会の議決事項です。

なお、貸付期間は10年とし、期間満了前に市と協議のうえ、期間を更新できるものとします。

（2）公有財産（物品）の移管

民設民営方式への移行にあたっては、園児の保育環境を極力変えないことが大切であると考えています。

したがって、園児が日々慣れ親しんでいる本棚等の物品は無償譲渡し、移行後も引き続き移管先法人の保育に活用して頂きます。

1.3. 保育所等の設立及び運営を行う法人の選定

新たに保育所等の設立及び運営を行う法人の選定は次のとおりとします。

なお、公設民営方式の保育所を民設民営方式へ移行する場合は、公設民営方式の保育所運営委託法人を委託法人とします。

（1）運営主体

国庫補助金を受けて整備した施設を財産処分期間内に無償譲渡する場合、譲渡先は、地方公共団体、社会福祉法人等の法人に限られます。

また、処分制限期間を超えて譲渡する場合は、運営主体の制限はありませんが、社会福祉法人以外の運営主体では、補助金等の支出制限があること、本市民間保育所施設等整備費補助金交付要綱及び認定こども園施設等整備費補助金交付要綱において施設等整備に係る本市補助金の交付対象を社会福祉法人としていること、法人の設立目的、保育所運営事業に求められる非営利性、公益性等を考慮し、新たに保育所の設立及び運営を行う法人は、社会福祉法人としま

す。

ただし、認定こども園の設立及び運営を行う法人については、社会福祉法人及び学校法人とします。

（2）募集方法

募集の方法は、次のとおりとします。

①保育所の運営の安定化及び継続性を確保する点や運営の信頼性、サービスの充実を考慮し、社会福祉法人を募集する対象とします。

ただし、認定こども園の設立及び運営を行う法人を募集する場合は、社会福祉法人及び学校法人を募集する対象とします。

②本市が求める保育所等の運営により相応しい法人を確保するため、募集の範囲を限定せず、市内・市外を問わず広く募集します。ただし、市長が市内の法人において、本市が求めるニーズを満たせると判断した場合は、この限りではありません。

③応募法人がない場合又は応募法人が応募資格等を満たせない場合は、再募集をおこないます。

（3）選定方法

法人の選定は、プロポーザル方式により本市民間保育所及び認定こども園設置運営法人選定委員会で選定し、最終的な決定は市長が行います。

選定の流れは次のとおり。

①事前審査 応募書類の事前審査

②第1次審査 応募書類の内容審査

③第2次審査 応募法人への視察・ヒアリング

④プロポーザルの実施

応募法人によるプレゼンテーション

選定委員会が、プレゼンテーションを受け審査

⑤最終決定 市長による最終決定

14. ガイドラインの継続

このガイドラインは、国の動き等に注視し柔軟に対応するため、引き続きその時点での状況等を踏まえ、適時見直し・検討を行い、本市の「待機児童の解消対策等ガイドライン」として引き継ぎます。

木津川市待機児童の解消対策等ガイドライン

平成 23 年 9 月策定 [Version 1]
平成 24 年 3 月改訂 [Version 2]
平成 24 年 4 月改訂 [Version 3]
平成 24 年 9 月改訂 [Version 4]
平成 25 年 2 月改訂 [Version 5]
平成 25 年 4 月改訂 [Version 6]
平成 26 年 1 月改訂 [Version 7]
平成 26 年 4 月改訂 [Version 8]
平成 26 年 4 月改訂 [Version 9]
平成 27 年 4 月改訂 [Version 10]
平成 27 年 6 月改訂 [Version 11]
平成 29 年 6 月改訂 [Version 12]

木津川市保健福祉部 こども宝課
〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110-9
Tel : 0774-75-1212 (ダイヤルイン)
Fax : 0774-75-2083
E-mail : kosodate@city.kizugawa.lg.jp
URL : <http://www.city.kizugawa.lg.jp/>